

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第32号**

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前						
別表第2（第5条関係）				別表第2（第5条関係）						
施設名	項目		1回当たりの使用料の額	施設名	項目		1回当たりの使用料の額			
鳥取 県立 総合 療育 セン ター	1 予 防接 種	略	5,420円	1 予 防接 種	略	5,430円	(4) おたふく風邪			
		(4) おたふく風邪			5,220円			(7) 風疹		
	略	1,220円	略	1,210円		2 虫歯予防フッ素塗布				
	(7) 風疹		略							
略				略						
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）						
施設名	施設の利用		1単位当たりの使用料の額	施設名	施設の利用		1単位当たりの使用料の額			
	項目	単位			項目	単位				
鳥取 県立 総合 療育 セン ター	略		90円	略		90円	P B T 毛 (子供用)			
	7 歯ブラシ	略		30円	7 歯ブラシ			略	20円	色物以外の もの1枚
		P B T 毛 (子供用)						20円		
	スポンジ	30円	8 ク リー ニン グ	(1) 子供用 衣類	略					
	略					略	略	略		
略				略						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設の利用に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設の利用に係る費用の徴収については、なお従前の例による。